

交通安全だより第2号

「運転中 私はスマホをさわらない」 (2020年度 金賞交通安全標語)

立春とは申しませんが、まだ寒さ厳しき日が続いております。

さて、当社でサテライトオフィスの自転車通勤時に交通事故が発生しました。自転車は道路交通法では軽車両としてクルマとみなされるのでルールを守って安全運転をする必要があります。そこで、自転車に係る主な交通ルール「自転車安全利用五則」を取り上げました。ご一読下さい。

I. 交通ルール「自転車安全利用五則」

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外

車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。



2. 車道は左側を通行

自転車は、道路の左側に寄って通行しなければなりません。



3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。



4. 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



5. 子どもはヘルメットを着用

幼児・児童を保護する責任のある方は、幼児を幼児用座席に乗せるときや幼児・児童が自転車を運転するときは、幼児・児童に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



Ⅱ. 今月の交通ヒヤリハット

・事業場より提出されたヒヤリハットです。危険予知活動に利用してください。

いつ	夜、7時頃
どこで	帰宅途中
何をしている時に	自転車で走行中
どうなった	前からくる無灯火の自転車に、直前になって気付きヒヤッとした

Ⅲ. 今月のスローガン (全日本交通安全協会)

「ゆとりある 心と車間の ディスタンス」